



2026年5月22日

各 位

会 社 名 株式会社デジタルハーツホールディングス  
代表取締役社長 CEO 筑 紫 敏 矢  
代表者名 (コード番号：3676 東証プライム)  
問 合 せ 先 執行役員 CFO 伊 丹 英 人  
( T E L : 0 3 - 3 3 7 3 - 0 0 8 1 )

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2026年6月25日開催予定の当社第13回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の目的・理由

以下3点の理由により、定款の変更を行うものであります。

- ① 本日付「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、第13回定時株主総会で承認可決されることを条件として、「監査等委員会設置会社」へ移行することを決議いたしました。本移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであります。
- ② 業務執行取締役等でない取締役として適切な人材を確保するとともに、当該取締役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、責任限定契約の対象となる取締役を業務執行取締役等でない取締役に変更するものであります。
- ③ 当社の事業成長、新規事業創出及び企業価値の向上を目的として、外部企業への出資・投資を行う体制を整備し、これらの出資・投資を通じた事業シナジーの創出並びに中長期的な投資収益の獲得を図るため、当社の事業目的に投資関連業務を追加するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 : 2026年6月25日(予定)  
定款変更の効力発生日 : 2026年6月25日(予定)

以 上

※変更箇所には下線を付しています。

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (条文省略) (目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>1. ～12. (条文省略) (新設)</p> <p><u>13. その他商業全般</u> <u>14. 上記各号に附帯する一切の業務</u></p> <p>第3条～第4条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条～第7条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>第9条～第10条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第17条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 (条文省略) (新設)</p> <p>(取締役の選任および解任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略) 3. (条文省略) 4. (条文省略) (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (現行どおり) (目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること、<u>ならびに次の事業を営むことを目的とする。</u></p> <p>1. ～12. (現行どおり)</p> <p><u>13. 新規事業創出、事業成長および中長期的な企業価値の向上を目的とした、他の会社への出資、投資およびその管理</u></p> <p><u>14. その他商業全般</u> <u>15. 上記各号に附帯する一切の業務</u></p> <p>第3条～第4条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条～第7条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。</p> <p>第9条～第10条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任および解任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. (現行どおり) 5. <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新設)</p> <p>2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。 (新設)</p> <p>(代表取締役および役付役員) 第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. (条文省略) 3. 取締役会は、その決議によって、取締役または執行役員の中から、社長1名を選定し、また必要に応じ、会長1名および、副社長、専務、常務各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第25条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。 (新設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」と総称する。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第29条 (条文省略) 2. 当社は、<u>社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(取締役の任期) 第20条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. 増員により、または補欠として選任された取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、他の在任取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>4. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付役員) 第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から選定する。</p> <p>2. (現行どおり) 3. 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)または執行役員の中から、社長1名を選定し、また必要に応じ、会長1名および、副社長、専務、常務各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第25条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第26条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名押印または電子署名する。</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」と総称する。)は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 (現行どおり) 2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>

現行定款	変更案
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査等委員会
(監査役および監査役会の設置) 第30条 当社は、 <u>監査役および監査役会</u> を置く。	(監査等委員会の設置) 第31条 当社は、 <u>監査等委員会</u> を置く。
(監査役の数) 第31条 当社の監査役は、5名以内とする。	(削除)
(監査役の選任) 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削除)
(監査役の任期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削除)
(常勤監査役) 第34条 <u>監査役会はその決議により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>	(常勤の監査等委員) 第32条 <u>監査等委員会はその決議により、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2. <u>監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</u>	(監査等委員会の招集通知) 第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2. <u>監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</u>
(監査役会の決議) 第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u>	(監査等委員会の決議の方法) 第34条 <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u>
(監査役会の議事録) 第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令の定める事項は、議事録に記載または記録し、出席監査役がこれに記名押印または電子署名する。	(監査等委員会の議事録) 第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令の定める事項は、議事録に記載または記録し、出席監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。
(監査役会規則) 第38条 監査役会に関する事項については、法令および定款に定めるもののほか、 <u>監査役会で定める監査役会規則</u> による。	(監査等委員会規則) 第36条 監査等委員会に関する事項については、法令および定款に定めるもののほか、 <u>監査等委員会で定める監査等委員会規則</u> による。
(監査役の報酬等) 第39条 <u>監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u>	(削除)
(監査役の責任免除) 第40条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2. <u>当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>	(削除)
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第41条～第43条(条文省略)	第37条～第39条(現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(会計監査人の報酬等)  第44条 当社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第45条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第46条～第49条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(会計監査人の報酬等)  第40条 当社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第41条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第42条～第45条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>(<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>)  <u>2026年6月開催の第13回定時株主総会</u>終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、<u>同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第1項の定めるところによる。</u></p>